

第 1 回

# 新宿区障害者施策推進協議会

平成 2 7 年 7 月 3 0 日 (木)

新宿区福祉部障害者福祉課

午後 3時03分開会

○障害者福祉課長 皆様、こんにちは。障害者福祉課長の関本です。お時間がまいりましたので、始めさせていただきます。

本日は大変お忙しい中、委員の皆様には第1回新宿区障害者施策推進協議会にお集まりいただきまして大変ありがとうございます。今回は、新たな委員による初めての協議会となりますので、前半は私が進行を進めさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、まず初めに、新宿区障害者施策推進協議会第9期委員委嘱式をお願いします。吉住健一新宿区長より、22名の委員の皆様へ委嘱状を交付いたします。私がお前をお呼びいたしますので、恐れ入ります、その場で委嘱状をお受け取りください。

なお、現在の席順ですけれども、個別性を配慮したほかは五十音順となっており、磯様より順に進みます。

それでは、お名前をお呼びいたします。

磯浩之様。

○区長 委嘱状、磯浩之様。新宿区障害者施策推進協議会委員を委嘱します。期間、平成27年7月23日から平成29年7月22日まで。平成27年7月23日、新宿区長吉住健一。どうぞよろしく願いいたします。

○障害者福祉課長 伊藤陽子様。

○区長 委嘱状、伊藤陽子様。以下同文となります。よろしく願いいたします。

○障害者福祉課長 今井康之様。

○区長 委嘱状、今井康之様。以下同文となります。よろしく願いいたします。

○障害者福祉課長 岩田理加子様。

○区長 委嘱状、岩田理加子様。以下同文となります。よろしく願いいたします。

○障害者福祉課長 片岡玲子様。

○区長 委嘱状、片岡玲子様。以下同文となります。よろしく願いいたします。

○障害者福祉課長 秋山郁子様。

○区長 委嘱状、秋山郁子様。以下同文となります。よろしく願いいたします。

○障害者福祉課長 加藤玲様。

○区長 委嘱状、加藤玲様。以下同文となります。よろしく願いいたします。

○障害者福祉課長 志岐弘之様。

○区長 委嘱状、志岐弘之様。以下同文となります。よろしく願いいたします。

- 障害者福祉課長 鈴木敏幸様。
  - 区長 委嘱状、鈴木敏幸様。以下同文となります。よろしく願いいたします。
  - 障害者福祉課長 高畑隆様。
  - 区長 委嘱状、高畑隆様。以下同文となります。よろしく願いいたします。
  - 障害者福祉課長 多田敦子様。
  - 区長 委嘱状、多田敦子様。以下同文となります。よろしく願いいたします。
  - 障害者福祉課長 藤井麻里子様。
  - 区長 委嘱状、藤井麻里子様。以下同文となります。よろしく願いいたします。
  - 障害者福祉課長 藤巻七海様。
  - 区長 委嘱状、藤巻七海様。以下同文となります。よろしく願いいたします。
  - 障害者福祉課長 古澤節子様。
  - 区長 委嘱状、古澤節子様。以下同文となります。よろしく願いいたします。
  - 障害者福祉課長 星野洋様。
  - 区長 委嘱状、星野洋様。以下同文となります。よろしく願いいたします。
  - 障害者福祉課長 村川浩一様。
  - 区長 委嘱状、村川浩一様。以下同文となります。よろしく願いいたします。
  - 障害者福祉課長 山口幸子様。
  - 区長 委嘱状、山口幸子様。以下同文となります。よろしく願いいたします。
  - 障害者福祉課長 山田篤様。
  - 区長 委嘱状、山田篤様。以下同文となります。よろしく願いいたします。
  - 障害者福祉課長 力武義之様。
  - 区長 委嘱状、力武義之様。以下同文となります。よろしく願いいたします。
  - 障害者福祉課長 金子禎男様。
  - 区長 委嘱状、金子禎男様。以下同文となります。よろしく願いいたします。
  - 障害者福祉課長 春田文夫様。
  - 区長 委嘱状、春田文夫様。以下同文となります。よろしく願いいたします。
  - 障害者福祉課長 野津真様は、ただいまおこなれているということでございますので、また後で委嘱したいと思っております。どうもありがとうございました。
- 続きまして、新宿区長より皆様に御挨拶を申し上げます。
- 区長 新宿区長の吉住健一でございます。本日は、御多忙中のところ、御出席をいただきあ

りがとうございます。また、新宿区障害者施策推進協議会委員をお引き受けいただき、まことにありがとうございます。これからの2年間、どうかよろしく願いいたします。

我が国は、障害者の権利条約を平成26年1月に批准するとともに、この条約の理念の実現のため、障害者基本法を初めとする国内法の制定と改正が行われてきました。平成28年4月には、障害者差別解消法が施行されます。区では、障害者権利条約や障害者差別解消法の理念をしっかりと受けとめ、施策に反映し、実行していくために、障害者計画・第4期障害福祉計画を平成27年3月に策定をいたしました。この計画の策定に当たりましては、新宿区障害者施策推進協議会の委員の皆様にご貴重な御意見、御議論をいただき、本当にありがとうございました。

計画の策定段階でたびたび御協議いただきました知的障害者等入所支援施設「シャロームみなみ風」及び精神障害者支援施設「新宿区立障害者生活支援センター」を無事開設することができました。今後も障害者計画・第4期障害福祉計画に基づき、着実に事業を進めていくことで、新宿区の障害者施策をさらに充実したものになるよう努めてまいります。

このたび、平成27年から29年までの2年間の第9期協議会委員の皆様のご在任期間中には、障害者施策の実施状況の検証を初め、次期の計画策定を見据えた障害者生活実態調査の実施、次期計画の骨子の検討などを予定しています。委員の皆様には、ぜひとも専門的な立場からの御意見、御助言をいただき、新宿区のよりよい障害者福祉施策の進展にお力添えをお願い申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

また、冒頭遅刻をいたしましたこと、申しわけありませんでした。

○障害者福祉課長 ありがとうございました。

ここで、区民委員につきましてなんですが、公募による選定で3名を委嘱する予定でございました。しかし、1名の方が直前に御都合により御辞退ということになりました。本日、差しかえ版の名簿のほうを配付しております。

では、これから委嘱を受けた委員の皆様にご自己紹介をお願いしたいと思います。発言の前には、マイクの使い方ですけれども、こちらのボタンを押してください。発言が終わりましたら再度ボタンを押していただきたいというふうに思います。

では、すみません、磯委員からお願いいたします。

○磯委員 皆様こんにちは。ハローワーク新宿の磯と申します。御存じのとおり、ハローワークは雇用の関係で御支援をさせていただいている機関でございます。引き続き障害者雇用、こちらのほうに力を入れていただきたいと思いますので、どうぞ御協力のほどよろしくお願

い申し上げます。

○**障害者福祉課長** 申しわけありません。野津さんが今到着しましたので、伊藤様すみませんが、先に委嘱状の授与を行いたいと思います。

では、野津眞様。

○**区長** 委嘱状、野津眞様。新宿区障害者施策推進協議会委員を委嘱します。期間、平成27年7月23日から平成29年7月22日まで。平成27年7月23日、新宿区長吉住健一。どうぞよろしくお願いいたします。

○**障害者福祉課長** ありがとうございます。

では、すみません、伊藤委員からまたお願いいたします。

○**伊藤委員** 社会福祉協議会事務局長の伊藤と申します。名簿で新任と書いてございますが、これまでこの会議体は私ども社協から地域活動支援課長の吉田が参加させていただいておりました。吉田に振っていたのですけれども振り返られてしまいまして、今期から、私ちょっと会議が多いものですからちょっとほかの職員にいろいろな会議に出させていただいていたんですけれども、これは局長が出ろと言われちゃいましたので、今後2年間参加させていただきたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○**今井委員** 新宿区障害者団体連絡協議会の事務局をしております今井と申します。よろしくお願いいたします。障害者団体連絡協議会は、新宿区内の障害者団体が、今現在、オブザーバーを含めまして25団体が組織をしている団体でございます。さまざまな障害当事者の立場から意見をしていきたいと思っておりますので、2年間どうぞよろしくお願いいたします。

○**岩田委員** 新宿区肢体不自由児者父母の会の岩田理加子でございます。個人的には、ちょうど10年前、平成15年から17年まで、区民委員としてこの会に所属させていただいていろいろ参画に加わらせていただいた経緯がございます。

それから、現在、仕事を日本盲人会連合で全国の広報紙を音訳する仕事をしておりまして、全国のそういう自治体の状況を見る機会に恵まれておりましたので、今回の新宿区の障害者福祉計画のパブリックコメントにもちょっと意見を寄せさせていただいておりました。そういうこともあって、前任の会長の島田がそんなに文句を言うなら自分がやってみろという感じで、今回私がこの会に参加することになりました。どうぞよろしくお願いいたします。

○**片岡委員** 片岡玲子と申します。立正大学は卒業しまして、今心理臨床センターの顧問ということになっておりますが、現在は東京臨床心理士会というところの副会長などしております。この委員会には初期のころから参加させていただき、障害者関係の制度が大変目まぐる

しく変わっていく中で、区の行政の方を初め、区民の皆様がしっかり計画をつくっていかれているところに参加できてありがたく思っております。よろしくお願いいたします。

ごめんなさい、それから名簿のほうで大学がちょっと重なっていますけれども、1つ削ってください。

○秋山委員 新宿区聴覚障害者協会の秋山と申します。聞こえない人は、やはり見えない障害です。普通は障害を見てわからないということがありますので、どうしても不便なことを理解してもらえないということがあります。ですので、聴覚障害者の立場でいろいろな意見を述べられたらいいなと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○加藤委員 新宿フレンズ家族会とふだんは言っております。精神障害者家族会の副会長をしております加藤と申します。この前から続いてさせていただきます。精神障害者というのは、例えば福祉のお手当などが知的・身体などに比べて出ないとか、なかなか3障害が平等になっておりません。それからもう一つは、非常に苦勞しているのは病気を発症したときに何とかしてくれないかと、どこに電話をしても病院に行ってくださいという、行きたがらない患者を抱え込んで苦心惨たんという状況を本当に何とかしたいと思っております。

それからもう一つは、これは大変経済的にいい案だと思っているのですけれども、中学校でのメンタルヘルスリテラシー教育をちゃんとしたいと願っております。この3つは私が何とかしたいと思っている項目でございます。どうぞ、ほかにはいろいろ勉強足りないところがありますので、よろしくお願い申し上げます。

○志岐委員 区民委員の立場から参加させていただき志岐でございます。今期は2期目になりまして、1期目の実績を踏まえて区の障害者施策推進のために努力をしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○鈴木委員 新宿区四谷牛込歯科医師会副会長をしております鈴木と申します。今期よりの新任でございます。前任の小見先生同様、よろしくお願いいたします。

○高畑委員 上から3番目の高畑隆と申します。よろしくお願いいたします。精神保健福祉領域の教員をやっていて、今現場といいますか、そういう協議会の活動をしております。2年間よろしくお願いいたします。

○多田委員 多田敦子と申します。民生委員から参りました。一応民生委員の中の障害福祉部担当会長ということで今回2期目になるんですが、障害者問題はお勉強させていただくにつれどどんわからないことがふえていくような感じがしておりますが、もう少しお勉強していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○野津委員 東京都の中部総合精神保健福祉センターというところから参りました野津と申します。今回新任でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○藤井委員 東京都心身障害者福祉センター所長の藤井と申します。私ども心身障害者福祉センターは、身体障害者の更生相談所、知的障害者の更生相談所、また、高次脳機能障害者の支援拠点などとして障害者の福祉を推進する立場でございます。

なお、任期途中に、実は来年3月に心障センター移転が予定されているのですけれども、幸いといえますか、移転先も新宿区内ですので、よろしくお願ひいたします。

○藤巻委員 北新宿から参りました藤巻と申します。私は、区民の代表ということで応募させていただきましたけれども、過去に女性のための福祉施設に勤務した経験がございまして、そのときにメンタル面で大変苦慮されている方々に出会いまして、障害について関心を持っておりましたものですから、このたび応募いたしました。

そして、送っていただきました新宿区障害者施策の内容を読ませていただきましたところ、大変きめ細かく新宿が取り組んでいることを知りまして素晴らしいと思いますが、私の経験を通じまして感じたところが少しずつ施策に反映することができたらと、おこがましいですが思いまして応募いたしました。よろしくお願ひいたします。

○古澤委員 私もそちらに座っている多田さんと同じく、民生・児童委員、障害者福祉の部長をやっております。このたび2期目になります。民生委員というのは本当に赤ちゃんからお年寄りまで幅広く、いろいろな分野に携わってまいりましたけれども、障害者というのは本当に奥が深く、そしていろいろな参考のものとか、いろいろな書物をひもといてみます。図書館からも借りてきてこれで勉強もしたりして、本当に世の中のひずみといえますか、障害者の方たちは一般地域の人たちとの隔たりが余りにもあって、私も何かと理解はしていたつもりなんです。障害者という方たちの社会を知るにつれてこんな社会じゃいけないという、ひどく今思っています。

やっぱり私なりに一般の方たちとの教育がまだまだとっても日本ではヨーロッパみたいな、それからアメリカみたいな諸外国で福祉の進んだところは素直にいろいろと障害者に対しての理解がもっと進んでいると思いますが、私たちバスの中を見ても、どこを見てもなかなかそういう福祉面について行き届いていないと私は率直に思っていますし、そういう面で区の福祉関係の方たちとか、いろいろな方たちも御努力されているんですけれども、一般住民との隔たりが余りにもあり、このまま一生懸命やっても、それから先ほどもお話ししてパラリンピックが行われる、そしたら実はこうしたらいいんじゃないか、なかなかその場はよ

くても、終わってみればまた継続されないでというような、何となく私からしたらむなしさが残るような気がしますので、そこら辺を皆さんと一緒に語っていただけるとなと思っております。

以上です。

○**星野委員** 新宿区医師会で副会長をやっています星野と申します。今回新任ということで少し勉強させていただきたいと思っております。

なお、きょうは所用で御挨拶だけで早退させていただきます。申しわけございません。

○**村川委員** 村川と申します。私は、2年前に職場が変わりまして、以前は都内の日本社会事業大学でございましたが、2年前から大阪のリハビリテーション大学に移りまして、現在は理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の養成に当たっております。よろしくお願いたします。

○**山口委員** 新宿区手をつなぐ親の会の会長をしております山口幸子と申します。知的障害の本人の意思をなかなか親としても酌み取ることができませんでしたが、なるべく親としても、また、その本人が直接運動できるわけではないので、親が子どもの意思を尊重しながら社会の中で豊かに生きていけるようにコミュニケーション手段だとか、これからしっかりとれるように頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○**山田委員** 社会福祉法人かがやき会の山田と申します。精神障害者の地域活動支援センター「まど」のスタッフをしております。今回、新宿区障害者団体連絡協議会の精神部門の代表として初めて新任で参加させていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

○**力武委員** 新宿区の医師会から参りました力武と申します。左門町で産婦人科を開業しております。私は、日本産婦人科学会で脳性麻痺、重度心身障害児のことを手伝わさせていただいておりますけれども、重度の心身障害児がかつては皆ほとんど施設に入ったのですが、最近では母親、家族に余裕ができたものですから家庭で居宅の介護をする母親たちがふえてまいりました。

さらに、小児科の青空診療所というところがふえまして、365日、24時間、子どもに異常が出ると出張でその家庭に出向いていただきます。それで母親が生まれたときから24時間、365日、特に医療介護の必要な例えば気管吸引であるとか胃ろうだとか、そういうものを持っている子どもたちに付き添っております、24時間。その子どもたちが家庭で療育ができるものですから就学年齢がだんだん近づいてきています。そうすると、その子どもたちに今、障害児用の送迎バスは乗せていただけません。母親が学校へ送って、つきっきりでついていな



きやいけません。その間に気管吸引をしたり、栄養を与えたり、おむつをかえたりということが、産婦人科の医者としては何とか母親を救いたいと思ひましてこの委員会に出させていたでいます。よろしくお願ひいたします。

○金子委員 新宿区視覚障害者福祉協会の事務局を担当しております金子禎男と申します。私は、住まいは北新宿四丁目に住んでおります。それで、視覚障害というのは、まず私の視力の場合だと、お風呂の中で湯気の中に入っている状態で、全く周りはぼやっとしているのが現状です。それで、この視覚障害には皆さん、いろいろな方がおひまして、ある1点、針の穴ぐらいの部分しか見えないという人もいれば、全く見えないという人はほとんど戦争で目をつぶしちゃったとかけがをしたという、目を摘出した人ですけれども、ほとんどの人は何かが見えるぐらいだなという人が、光があるような、ないようなという程度で、一番困っていることはこの字の読み書き、いろいろ情報がないということですね。

例えば、ここにいる方、皆さん一旦目をつぶって見るとわかると思うのですが、この机の上にあるものは一切何があるのかわかりません。そういう状態ですので、全く情報が入ってこないという現状を皆さん知っていただきたいなと思ひて、私はいろいろなところで発言しているのですが、何しろ行政のほうでもいろいろの手段で情報を提供していただいておりますが、これを利用できる人がごくわずかということです。

例えば点字の場合で、点字は皆さん、1ページぐらいは読めます。だけど、50ページぐらいのものだったらほとんどの人が読めません。これは、小学校、中学校で盲学校を出た人で現在、点字に携わっている人は読めるけれども、ほとんどの人は読めません。それから、音声の場合だと、まず老人の場合は機械に音痴ということで、ほとんどこれも情報が入ってこないということで、少人数の視覚障害ということで新宿区には多分1,000人ぐらいいると思うのですが、ほとんどの方は部屋に閉じこもってラジオかテレビといたって見れるわけじゃないけれども、音声で聞いているぐらいなもので、情報というものがほとんど入っていないのが現状です。こういうことを皆さん御理解の上、ひとつよろしくお願ひいたします。

以上です。

○春田委員 春田と申します。新宿区障害者団体連絡協議会の事務局をやっています。私は、元東京都の福祉保健局の職員でもありましたのでちょっとあんまり真面目に働いていなかったところもあるので、年をとってから一生懸命頑張っています。よろしくお願ひします。

○障害者福祉課長 ありがとうございます。

区の職員の協議会委員への発令通知書は、机上配付といたしております。区職員委員の自

己紹介をお願いします。

なお、総合政策部長の針谷委員、都市計画部長の新井委員、教育委員会事務局次長の中澤委員は所用のために欠席です。

では、小池委員からお願いいたします。

○**小池委員** 福祉部長の小池でございます。2年目になります。今期のこの協議会は、先ほど区長からございました主に障害者差別解消法、この対応ですね。あと、第4期の計画をつくったばかりなのですけれども、第5期の計画に向けまして、先ほどございました生活実態調査、この議論をしていただくことになろうかと思えます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○**高橋委員** 健康部長と保健所長をしております高橋でございます。2年目になります。保健所では、主に精神障害者施策などに取り組ませていただいております。保健センターでもさまざまな御相談に乗らせていただいたり、地区活動などを行っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○**吉村委員** 子ども家庭部長の吉村と申します。私も現職は2年目でございます。子どもの分野では、次世代育成支援計画、子ども子育て支援事業計画を策定しておりますが、その中でも配慮が必要なお子さんということの中で、障害を持つお子さんの支援の部分も担っております。障害者の計画と整合をとりながら、私どもも子どもの分野で施策を推進していくために、この協議会で当事者の皆様、支援者の皆様の御意見を伺うということも重要なことだと考えております。よろしくお願い申し上げます。

○**障害者福祉課長** 星野委員、どうもありがとうございました。（星野委員退席）

続きまして、関係各課の職員及び事務局の職員を自己紹介という形でいたします。すみません、子ども総合センターの所長からすみません、順番にお願いいたします。

○**子ども総合センター所長** 子ども総合センター所長の小野でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○**健康部副部長** 健康部副部長の木村でございます。よろしくお願い申し上げます。

○**保健予防課長** 健康部保健予防課長の渡部と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○**保健相談係長** 健康部保健予防課保健相談係長の神楽岡でございます。よろしくお願い申し上げます。

○**四谷保健センター保健サービス係長** 四谷保健センター保健サービス係長の鈴木と申します。よろしくお願い申し上げます。

- 教育支援課長 教育委員会事務局教育支援課長の遠山でございます。よろしくお願いいたします。  
特別支援教育のほうはこちらでやらせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。
- 特別支援教育係長 同じく教育委員会事務局教育支援課特別支援教育係長の佐藤です。よろしくお願いいたします。
- 障害者福祉課長 改めまして、障害者福祉課長、関本でございます。ここからは事務局になります。
- 福祉推進係長 同じく障害者福祉課福祉推進係長の小林と申します。よろしくお願いいたします。
- 福祉推進係主査 障害者福祉課福祉推進係主査の西田です。事前発送ですとか、資料の準備担当をさせていただいております。よろしくお願いいたします。
- 事業指導係長 障害者福祉課事業指導係長の秋山と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
- 支援係長 同じく支援係長の根本と申します。よろしくお願いいたします。
- 身体障害者福祉司 同じく身体障害者福祉司の石丸と申します。よろしくお願いいたします。
- 福祉推進係 障害者福祉課福祉推進係の樋口と申します。よろしくお願いいたします。
- 障害者福祉課長 以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、これより第1回新宿区障害者施策推進協議会というふうになるのですが、初めに事務局から委員の出欠状況について御報告をさせていただきます。

本協議会につきましては、条例の7条1項におきまして、委員の半数以上を定足数と定めております。本日は28人の委員の中、25名の出席をいただいておりますので、会が成立していることを御報告いたします。

続いて、条例第5条によりまして、委員の互選によって会長の選出をいたします。会長の選出までの間、福祉部長の小池委員に進行をお願いしたいと思います。

ごめんなさい、その前に1つ御連絡がございます。この協議会、議事録という形で録音させておきまして、区のホームページで公開いたします。今、皆様のところに配付しております資料、区民の傍聴の方もお持ち帰りいただくことができるようになっております。

では、すみません、小池委員、よろしくお願いいたします。

- 小池委員 それでは、改めまして、福祉部長の小池でございます。会長が決まりますので進行のほうを務めさせていただきたいと思っております。

初めに、会長の選任についてでございますが、協議会条例第5条におきまして、会長、副

会長は委員の互選により定めるということになってございます。会長につきましてどなたか御推薦がございませうでしょうか。

山口委員。

○山口委員 お隣の村川委員にお願いしたいと思っております。

○小池委員 ただいま村川委員の御推薦ございましたが、いかがでしょうか。

(拍手)

○小池委員 それでは、村川委員に会長をお願いしたいと思います。村川委員、会長席のほうに移動をよろしくお願いいたします。

それでは、村川会長のほうから就任に当たりまして、一言御挨拶を頂戴したいと思います。

○村川会長 ただいま当協議会の会長役に御推挙いただきました村川でございます。前の期に引き続き努力申し上げたいと思っております。先ほど区長さんからお話しございましたように、障害者の権利条約の批准に伴い、また、国内における障害者差別解消法が今後、平成28年度より全面的に実施されるわけでございますので、そうした事柄が新宿区内で適切に進んでいくように、また、現在の計画が着実に進んでいくように、そして、今後における次の計画等にかかわるさまざまな事柄につきまして御参集の各委員の御協力を得まして審議を進めてまいりたいと思っております。よろしくお願ひ申し上げます。

○小池委員 ありがとうございます。

それでは、以降の進行につきましては村川会長のほう、よろしくお願ひいたします。

○村川会長 それでは、これより審議を続けさせていただきますが、続きまして、副会長の選任に当たってまいりたいと思っておりますが、副会長の選任につきましては、恐縮ですが会長に一任ということで御了承いただければありがたいと思っておりますが、よろしゅうございませうか。

異議なしとのお声をいただきました。ありがとうございます。それでは、そのように進めさせていただきます。

副会長といたしまして、前の期から副会長をなさっていらっしゃいました立正大学の片岡委員、並びに地元の障害者団体の役員として長らく御活躍の春田委員、このお二人を副会長ということで指名申し上げたいと思っております。片岡委員、春田委員、よろしくお願ひいたします。

ありがとうございます。それでは、どうぞ前のほうにお移りいただきまして。

それでは、副会長の選任に続きまして、お二人の副会長さんから御挨拶をいただければと

思います。最初に片岡先生からお願いいたします。

○片岡副会長 今期も副会長ということになりまして、大変身の引き締まる思いでございます。

先ほど申しましたように、障害者関係の施策が非常に大変いろいろと動きながら、それでも充実をしてきているのだろうなというふうには考えておりますが、障害を持った方ができるだけみんな元気に暮らせる社会ということで、新宿区障害者福祉計画に微力を尽くしてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○村川会長 ありがとうございます。

それでは、続いて春田さん、どうぞ。

○春田副会長 かつて障害者のここの新宿の親分たちが、当事者がこういう会の仕切りをしてないと、それはおかしいということをおられたわけですけども、何期になるか私はかなり年数たったと思いますけれども、頑張って当事者の声をちゃんと施策に反映させるように頑張ります。よろしく申し上げます。

○村川会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、当協議会の組織的なことでございますが、専門部会の委員の指名ということに移らせていただきます。

これは、新宿区障害者施策推進協議会専門部会要綱第3条に基づきまして、専門部会の構成員につきまして、協議会委員の中から会長役であります私のほうから指名をさせていただきます。

これは、お手元に資料は行っておりますでしょうか。それでは、資料の配付をお願いいたします。

専門部会委員につきましては、次期の計画に向けての調査の関係であるとか、また、次期の計画策定の基本的な事柄、その他につきまして当協議会の開かれる間の期間に詳しく専門的に検討いただくということでお願いをするわけでございます。

それでは、お手元の資料が行き渡ったかと思いますが、まず、副会長であります片岡委員並びに副会長であります春田委員さん、それから、学識経験者というお立場から高畑委員さん、それから障害者団体、当事者団体のグループから山口委員、加藤委員、岩田委員に御出席をいただき、あわせて地元の民生委員協議会の関係から多田委員、それから行政から福祉部長であります小池委員、それに会長役であります私が加わりまして、以上のメンバーで専門部会を今後進めさせていただくということでございます。御了承いただければと思います。ありがとうございました。

それでは……。

○障害者福祉課長 すみません、ここで大変申しわけございません。区長が所用により退席をさせていただきます。（区長退席）

○村川会長 それでは、早速本日の議事に移ってまいりたいと思います。

お手元にごございます次第に従いまして、本日はその他事項を含めまして6項目ほどについて検討いただくわけでございます。

それでは、今期初めての協議会ということでもありますので、協議会の体制、あるいは役割といった事柄につきまして、事務局のほうから説明をまずお願いいたします。

○障害者福祉課長 まず、先に資料の確認をさせていただきます。

事前に配付いたしました資料といたしまして、第9期新宿区障害者施策推進協議会委員（候補者）名簿で、ごめんなさい、きょうこれは差しかえになってございます。

次に、資料1、新宿区障害者施策推進協議会専門部会要綱。次に資料2、平成27年から29年度のスケジュール案。次に、障害者差別解消のリーフレット（わかりやすい版）。次に、障害者総合支援法の対象となる疾病の拡大チラシ。それから、最後に施設見学会についての申込書という形で先に配らせていただいております。本日ちょっとお手元に忘れてしまったとか、そういう形の方いらっしゃいましたら事務局のほうに声をかけてください。大丈夫でしょうか。

次に、本日お配りしました資料について確認をさせていただきます。

新宿区障害者施策推進協議会条例、第9期新宿区障害者施策推進協議会委員（候補者）名簿差しかえ版という形で新しいものです。次に、資料3としまして、第3期新宿区障害者福祉計画「障害福祉サービス」等実績。

次に、閲覧用で机の上に置いておきました新宿区障害者計画・第4期新宿区障害者福祉計画閲覧用と、新宿区障害者生活実態調査概要版と、この2冊が閲覧用です。

もう一つ、分厚いフォルダは、ハローワークのほうから御提供いただきました資料を配付させていただきます。改正障害者雇用促進法に基づく障害者差別禁止合理的配慮に関するQ&A第1版というものでございます。

資料の不足等がございましたら事務局にお知らせください。皆様、大丈夫でしょうか。

それでは、議事の（1）新宿区障害者施策推進協議会についてと（2）の新宿区障害者計画・第4期新宿区障害福祉計画についてという2つのことについて御説明を簡単にさせていただきます。

条例のほうを見ていただきたいと思います。新宿区障害者施策推進協議会条例、ここに設置の目的というような形で書いております。障害者のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、区長の附属機関としてこの協議会は置かれております。この協議会は、障害者基本法の規定に基づきまして合議制の機関というような形になってございます。

次に、閲覧用等でお渡ししておりますこちらの計画の冊子のほうの5ページをちょっとごらんいただきたいと思います。

ここに、この計画の位置づけが書いてございます。次をめくっていただきまして、6ページの4番、計画の推進体制という中で、この計画が定める施策の進捗状況の把握及び効果の検証というものがこの新宿区障害者施策推進協議会の中でも検証を行っていただきたいと思いますというような形でうたわれております。

5ページから7ページまでのところがこの計画の基本的なことが書いております。5ページのところに区の計画ですね、新宿区基本構想以下、こちらとの関係、そして7ページには、計画の位置づけという形で平成20年度から29年度までの期間というような形で、この第4期というのが27年から29年までというような形で書いてございます。

次に、この計画の第1部、総論というような中では、区における障害者の現状報告というような形で構成されております。次に、第2部は、障害者計画に当たり、障害者施策の総合的な展開について記載してございます。第3部は、第4期障害福祉計画に相当する部分でございまして、障害福祉サービス等の提供体制の確保の方策というような形のことを定めているというような構成になって、前協議会のほうでも前任の方たちがこれにかかわっていただいたというような形になっております。

私からの説明は以上です。

○村川会長 ありがとうございます。

ただいま障害者福祉課長さんのほうから議事事項の1番と協議会について、及び2番であります新宿区障害者計画及び第4期障害福祉計画についての概略について御説明がありましたが、この関係につきまして各委員から何か御質問等ございましたらどうぞお出しただければと思いますが、新任の委員さんもいらっしゃいますので、どうぞ遠慮なく御意見、質問出していただければと思いますが、いかがでしょうか。

どうぞ、岩田さん。

○岩田委員 岩田です。今、7ページの計画のことの説明があったんですが、初めて見ると長い計画と短い計画の違いというのは一体どういうところなのかなというのを知りたいと思

ます。

○村川会長 それでは、どうぞ、7ページの計画期間のところだと思いますが。

○障害者福祉課長 新宿区障害者計画というのは10年スパンで計画をされております。その期間の中で障害者福祉計画というのは3年刻みでなっておりますので、その3年目が来たときにもう一度障害者計画というのを見直しながらかつっていくという形になりますので、基本的に障害者計画というのは10年スパンという形のものになりながら、直しながら10年を過ごしていくというようなイメージ、関係になってございます。

○岩田委員 例えば内容としまして、例えばですけれども、福祉施設をつくるときに3年、4年ではつくれないので長い計画の期間が必要だと思うのですけれども、そういう場合は10年計画でそういうことを置いておいて、そして福祉計画で3年ごとに見直したり、検討したりしていくというふうに考えていいのでしょうか。

○村川会長 ちょっと私のほうで補足させていただくと、7ページの下のほうですね、岩田委員さんから御質問のありました計画の期間のとり方ということですが、4種類の計画の位置づけがあるわけですが、一番上に書いてあります新宿区障害者計画というのは、国の法律である障害者基本法に基づいてこれがつくられておりますので、中長期的な年限を持って、障害者施策全体にかかわる、新宿区の場合にはこの第2部を中心に詳しくそれが展開をされておりますので、御質問にあるような施設づくりがそういう大きな流れで登場する場合もあるし、それから、具体的には2番目にあります新宿区障害福祉計画というのは、これはいわゆる障害者総合支援法を根拠とした区市町村や都道府県がつくる計画で、これは法律によって3年間というふうに期間が限定されておりますので、その中でより具体的な、障害のある方々が御利用になるところのさまざまなサービスについて今後どう展開していくかということが、この区の計画書の中では第3部で詳しく書かれているわけですね。

ですから、お尋ねの施設に関連するものも第3部にも登場することがあるので、また後ほど新しくできたその他についての御説明もあるかと思っておりますけれども、ですから、施設づくりについては、議論の仕方にもよりますが、両方の計画の位置づけということは関与してくるということかと思っておりますが、そんなことでよろしいですかね。

○岩田委員 わかりました。ありがとうございました。

○村川会長 じゃあ、そういうことでひとまず御理解いただいたかと思っておりますが、ほかに何か御質問、御意見ございましたら。よろしいでしょうか。

それでは、本日の議事事項の3点目にかかわります第9期新宿区障害者施策推進協議会委



員任期中のスケジュールについてということで資料の2がございますが、それではこの関係について事務局から説明をお願いいたします。

○福祉推進係主査 議事の3番について御説明いたします。お手元に資料2、事前送付の資料のほうを御用意くださいませ。

27年度は、今春策定できました障害者計画・第4期障害福祉計画のPDCAサイクルを確立し、内容を検証する協議や、28年度4月施行の障害者差別解消法への対応、28年度に取り組む障害者生活実態調査の大まかな構想を御協議いただく年と位置づけております。また、ことし開設した新しい2つの施設、シャロームと区立生活支援センターですが、そちらの見学会を8月に予定してございます。

専門部会は、ことしは2回程度、また年度末にこの大きな会、全体会と申し上げますが、第2回全体会を開催したいと考えております。こちらの表ですが、7月のところに★がついています。これが今、皆さんにお越しいただいております第9期委員の委嘱式、第1回協議会に当たります。8月に施設見学会、10月に○があるのは、こちらは専門部会を考えているということでございます。28年1月ごろもう一度第2回の専門部会を行い、2月ごろに第2回全体会を考えているというのが27年度中のスケジュールでございます。

28年度は、障害者生活実態調査を行う年としております。調査票の作成、調査報告書の作成がでございます。全体会を3回程度、専門部会を4回程度行う必要があるかと存じます。次の期の障害者計画は、平成30年度を初年とする長期計画、先ほども岩田委員からの御指摘もありましたとおり、次はまた長期計画を新たにつくる期でもありますので、それを見据えた調査、生活実態調査もそれに見合うものの内容、また規模が求められるというふうに考えてございます。

こちらは大よそですけども、生活実態調査の概要の検討、概要の確定を年度の前半、初夏ごろまでに、夏には調査票のつくり込みを行い、秋には調査票を確定し、発送、回収。回収が冬の期間になるかと存じます。年明け1月ごろには回収、分析が始まっており、速報値の報告、年度末に調査報告書の完成というものを目指してございます。それが平成28年度でございます。

平成29年度です。平成29年度は、今度の新しい障害者計画と第5期障害福祉計画の策定年に当たります。ただし、今お集まりの第9期委員の任期は、この平成29年7月23日までとなります。スケジュール表では今全体会を3回程度、専門部会5回程度としましたが、1つが委嘱式ということになってしまうので全体会をもう一回ぐらいふやす必要があるかもわ

かりません。大よその目安となっております。29年度は計画の理念や目標、骨子の検討から始まり、素案をつくり、またつい去年終わったばかりですけれども、またパブリックコメントを行い、その意見を検討し、正式な障害者計画・第5期障害者福祉計画の案を年明けに皆様にお示しした上で計画書の策定というところ、30年3月を目途に進めていくという、そういったおよそ3年間のスケジュールの見通しでございました。

ただ、また例年のことではございますが、国や都からの通知等によりまして計画や調査の具体的内容、方法が示されていくこととなります。その例示、通知が出るものを待ってから作業を進める、そういった確認をしてから国や都の構想とそごのないものをつくっていく必要がありますので、協議会の開催時期は今の時点でのあくまで目安であることをお断り申し上げます。

事務局からの説明は以上でございます。

○村川会長 ありがとうございます。

この協議会が当面いたします向こう3カ年のおよそのスケジュールということでございましておわかりと思いますが、27年度は全体の協議会、年度末に次回想定されておりますが、それまで数回専門部会も開かれるということでございますが、28年度、29年度にありましては、次期の計画策定に向けて区民の方々に対する調査であるとか、また計画の内容づくりといったような事柄が進んでいくわけでございます。この関係について何か御質問、あるいは御意見でも結構であります。ございましたらどうぞ。

加藤さん、どうぞ。

○加藤委員 すみません、わからないんですけれども、P D C Aサイクルって何ですか。

○福祉推進係主査 こちら第4期障害福祉計画のほうから、必ず計画にはP D C Aサイクルをもって内容を検証するよというふうにな国からも通知が来てございます。計画書の閲覧用、皆様の机上にあるかと存じますが、165ページから166ページを見ていただければと思います。

Pは計画、Planの略で、D、実行、Checkが評価、これがCですね、AがAct、改善、この頭文字をもってP D C Aサイクルと呼んでございます。今回、私ども計画をこの春立てたプランを行い、今、Do、実行している最中ということになります。今後必要になってくるのがCheckですね。成果目標及び活動指標については、少なくとも1年に1回その実績を把握し、障害者施策や関連施策の動向も踏まえ、障害福祉計画の中間評価として分析評価を行う、その上で改善、Actを行っていくということでもう一回計画に反映させる、そういうサ

イクルをみずから行うようにということなので、今年度の専門部会では、このCheckの方法、またAct、再度の計画に戻していく、フィードバックしていく方法について専門部会の皆様と具体的な協議をし、年度末の第2回全体会のほうで御報告申し上げたいと、そのように考えてございます。

○村川会長 加藤さん、よろしいでしょうか。

○加藤委員 わかりました、すみません。

○村川会長 今説明にもありましたように、165ページのPlan、Do、Check、Actと、それを要約してPDCAという、どちらかといいますと、従来せつかくよい計画がつくられながらも、いわば計画がつくりっ放しといいたいまいしょうか、計画がその後着実に実施に移されているのかどうか、あるいは仮に滞りのようなこととか、何か問題点が仮にあったとすれば、そうしたことを含めてチェックをしたり、検討したりというようなことができるようにということかと思っておりますので、またお気づきのことがありましたら御意見など寄せていただければと思いますが、ほかにスケジュールのことでございますでしょうか。

それでは、特段ないようでしたら、次に議事事項の4点目であります、新宿区障害者計画及び第3期障害福祉計画におけるサービスの実績につきまして、資料の3でしょうか、事務局から説明をお願いいたします。

○福祉推進係主査 事務局です。では、第3期障害福祉計画上のサービスの実績についてというお話をさせていただきます。

障害者計画・第4期障害福祉計画、机上に置いてありますほうの126ページ、127ページの見開きを御用意いただけますでしょうか。

○村川会長 126、127ですね。

○福祉推進係主査 はい。こちら、障害福祉サービスの必要量の見込み、現状課題といったページになっております。こちら第3期実績値と（障害福祉サービス）といってちょっとオレンジ色がかった表が始まるかと思いますが、平成26年度の実績値につきまして、第4期障害福祉計画を策定するに当たり、実績値、24年度、25年度は確定値を入れられたのですが、平成26年度は刷り物として完成させるということで締め切りがどうしてもあったものから、26年度末の実績値を載せることができずおりました。

ということで、26年度は推計値がこの本には載ってございますが、推進協議会委員の皆様には26年度実績の正確な数値をお示ししたいということで、今お配りしたものが26年度実績という表になってございます。

同じように資料3をひっくり返していただきますと、資料3-2となっております。こちら、地域生活支援事業というふうにタイトルが変わっておりまして、地域生活支援事業の実績値は計画書の142ページでございます。

142ページ、143ページの見開きのところ、こちらも26年度推計値となっております資料の、本では推計値だったものの、今お渡しした資料のほうが実績値ということになります。同様にもう一つ、今障害福祉計画では、総合支援法に基づきます障害福祉サービスと地域生活支援事業にあわせて児童福祉法に基づく障害児のための通所支援や相談支援についても載せるようにしてございます。児童福祉法の障害児支援サービスは158ページに載せてございます。

こちらの最新の実績値につきましては、資料3、障害福祉サービスの一番下のところに、下から2段ございますものが児童福祉法に基づく障害児通所支援ということで、児童発達支援の数値、放課後等デイサービスの数値を載せてございます。お断り申し上げますが、放課後等デイサービスは、第3期障害福祉計画を立てた時点ではまだ存在しないサービスだったので、見込み量なしで実績値だけの報告となっております。

事務局からの説明は以上です。

○**村川会長** ただいま御説明のありました新宿区障害者計画及び第3期ですね、現在より前の平成24、25、26年度、過去3カ年の実績、特に26年度の確定値が出たということで説明がございました。それでは、この関係について何か御質問等ございましたらどうぞ。

金子さん。

○**金子委員** 視覚障害の金子です。このいろいろな計画において先輩等の視覚障害のほうでもほとんど情報が入っていなかったんじゃないかなと。それでちょっとこれを見ますと、どうしても視覚障害関係が余り出てないということにおいて、これは我々の自助努力もさておいて、何しろ先ほども紹介したとおり、視力の場合は情報が全く入らないという現状を踏まえて当事者の意見というものもちょっと配慮していただければよかったかなと。

ちょっとおくれをとっている感じで、そうかといって今から振り戻すといってもそれなりの時間もないしということで、私もこの協議会に出ましていつも感じているので、当事者の意見というものの反映の仕方というものももうちょっとあつてよかったのではないかなと思っております。この視覚障害のことが全く情報に載っていないというのがちょっと私残念だなと思っております。

以上です。

○**村川会長** ありがとうございました。今、金子委員さんからの御発言の中で、当事者の意見をできれば反映してほしいという御要望に近いものがございましたが、これはこれまでににおいても、また今後においても大変重要なことでございます。

なお、先ほど説明のありました資料3、あるいは3-2に必ずしも表として盛り込んでいなくても視覚障害の方々、あるいは聴覚障害の方々にかかわるサービス内容等がありましたら、事務局のほうから補足説明をしていただいたほうがこの際いいのかなと思いますが。

○**福祉推進係主査** 今回は、実績の報告ということで、御要望をどう盛り込むかというよりは、今現在、こういう数値が出たのでお知らせしますよということで御説明しています。視覚障害の方の御要望を踏まえずに書いてしまったという内容とはちょっとニュアンスが違うかなということで、すみません、弁解を先にさせていただいております。

同行援護につきましては、平成26年度実績が、利用している方々が109名で、2,677時間でしたという実績が載せてございます。同行援護というサービスはそもそも視覚障害の方々に限定した、視覚障害の方が外出される際に御利用になるガイドヘルパーさんと一緒に外出なさった際に代筆、代読を伴う移動の支援をする、そういったサービスでございますが、平成24年度サービススタート直後ぐらいに立てさせていただきました26年度の見込み量は、利用者が207名程度で、利用見込み時間は8,280時間と見込んでいましたところ、実際の利用者数も利用実績もそれより少ない人数、少ない時間になってございます。

移動支援と比べて同行援護については、視覚障害者の手帳要件などが撤廃されて幅広く目が不自由な方皆さんが使っていただけるサービスになったために利用者数をもっとふえるかなと思っていたらそれほど伸びが実際にはなかったという状況で、もしかしたら金子委員の御発言のとおり、情報が行き渡らないがために、使っている人は使っているけれども今まで使っていなかった人まで裾野が広がるということがそれほどないのかもしれないということが考えられます。

聴覚障害の方にかかわるサービスとしては意思疎通支援事業というものがございます。手話通訳者の派遣事業については、大体手話通訳者派遣事業は見込み量が940件で、実績が890件でしたということで比較的近い数値ではございましたが、要約筆記者の派遣事業は110件の見込みに対して25件とかなり小さく、また、区役所内手話通訳者の設置につきましても見込みの約半数、見込みが230件だったものに対し、実績が108件と小さ目になってございます。こちら、聴覚障害委員の秋山委員のほうからもなかなか広がりがないですねというのは昨年度も御指摘いただいていたのですが、なかなか要約筆記を使いたいという申し出

登録者自体がまだなかなかふえていないというところがあるかと存じます。

区役所の設置者につきましても、週1回だったものを週2回にふやしてはいるのですが、利用者自体はそれほど伸びがない状況になってございます。現状報告でございます。

○村川会長 ありがとうございます。

金子委員さん、よろしいでしょうか。今補足説明がありましたとおり、視覚障害の方々に  
対して何もサービスがないということはあり得ないので、同行援護を初め、区のほうでも御  
努力いただいている点もありますので、また同行援護などのサービスを広く知ってもらう努  
力というものもしていかなければならないと思いますし、また、今後次の3カ年の計画づく  
りという流れに入ってまいりますから、そういう中でまた御要望などを出していただくとい  
うことが大事かと思っておりますので、よろしく願いいたします。

視覚障害との関連といたしますか、聴覚障害の方へのサービスについての補足説明もござい  
ましたので、秋山委員さん、もし何か御意見とかありましたら。

○秋山委員 秋山です。要約筆記者についてですが、やはり私が聞いたときには、難聴者の方  
は難聴者手帳を取得できない、やっぱり要約筆記はそのときには使えないという、その関係  
でやはり少ないのかなと思っております。聴力が軽い人はやっぱり障害者手帳がもらえませ  
んのです。そういう話を聞いています。ですので、赤手帳、身体障害手帳を持っている人ですよ  
ね、やはりそういう要約筆記を申し込めるとするのは。ですので、そういった絡みもあるの  
かなと思っています。

○村川会長 ありがとうございます。

それでは、今御意見、要約筆記に関する御意見といたしますか、感想のようなこと、特に手  
帳制度との関連などの御指摘もありましたが、事務局のほうで何かさらに補足とかございま  
したら。

○福祉推進係主査 聴覚、視覚に関連してもう一つだけ御説明させていただきますと、地域生  
活支援事業の112番、日常生活用具、情報意思疎通支援事業の総件数は大体見込みどおりと  
出ていて、見込みより若干上回るぐらいの件数が出ています。これは情報意思疎通支援とい  
う内容だけに、視覚障害、聴覚障害の情報保障用具の統計でございしますが、そちらはかなり  
使っていただいている、そういうものへの御要望というのもあって給付実績はそれなりに積  
み重なっているところかと存じます。

以上です。

○村川会長 よろしいでしょうか。

きょうはちょっと時間的に限りがありますが、現在できておりますことしの4月からスタートした現在の計画の中でも今論点となりました同行援護であるとか、あるいはコミュニケーション支援事業、特に要約筆記などについても詳しく解説されたくだりがございますので、それを御参照いただければと思います。同行援護については129ページあたりのところ、それから要約筆記についても、事業番号、149ページから150ページにかけて手話通訳、さらに要約筆記などについての今後の展開、あるいは課題ということも触れられておりますので、御確認いただければと思います。

それでは、続きまして、本日の議題の5点目であります、障害者施策に関連した法律の整備状況と申しますか、障害者差別解消法等の関係かと思っておりますが、この関係につきまして事務局からさらに説明をお願いいたします。

○福祉推進係長 障害者施策に関連した法律の整備状況につきまして、障害者福祉課の小林から説明させていただきます。

初めに、障害者差別解消法、正しくは障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律について説明させていただきます。

お手元にお配りしておりますこの色つきのリーフレット、「障害者差別解消法ができました」というのをお手元のほうにお出しいただければと思います。

こちらの法律は、平成28年4月施行予定の法律でございます。障害を理由としました不当な差別的な取り扱いの禁止や合理的配慮の提供を国及び地方公共団体に義務づけまして、また、民間企業におきましても差別的取り扱いの禁止は義務的なものとして、そして合理的配慮の提供につきましては努力義務と位置づけられております。

こちらのリーフレット、見開きのほうを1ページおあげいただきますと、リーフレットの見開きで見いただきますと、「こんなことで困っていませんか？」とイラストつきで例示が示されています。例えば、駅の交通機関を利用するときとか、民間でお店に入るときとか、区役所の窓口、区役所の会議に入るときとか、そういった場面場面、または障害の状況に応じて障害者が求める配慮というのはそれぞれ場所とか状況によって変わっていきます。

こういったいわゆる合理的配慮の提供と申しますか、こういった場面場面における合理的配慮の具体例を、今現在各省庁、新宿区も含めた地方公共団体、地方自治体ごとに障害者差別解消法の解消に向けた職員の対応要領ということであらわしまして、こうした中におきましてそういった職員の相談窓口、職員がその対応したことに対する相談窓口も含めましてその対応要領の中に明確に示すことが求められています。

新宿区では、平成27年度末までに新宿区版における職員の対応要領を策定する予定でございます。対応要領策定に向けまして、この要領案の部分について、経過報告についてはこの推進協議会の専門部会並びに全体会に諮る予定でございます。皆さんの御意見をもっていいものをつくっていかうと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○村川会長 ありがとうございます。

ただいまお手元でございます、これは国のほうでつくった、内閣府がつくったようですが、「障害者差別解消法ができました」というこのパンフレットを踏まえつつ、地元におきましては、新宿区においては今年度末までに新宿区の職員対応要領というものが策定されるということで、それに向けまして当面専門部会の中で詳細、議論をしてきまして、その上でまた最終的にはこの全体の協議会にもお諮りをして、また、区のほうでも適切に来年度以降、来年の4月以降、この関係の事柄が進んでいくような準備に当たっていただくという流れかと思ひます。この関係につきまして何か御質問、御意見ございましたらどうぞ。

まだこれは始まったばかりということもあるかと思ひますが、もしよろしければ小池部長さん、何か。

○小池委員 この趣旨は、今担当のほうから御説明させていただきました。それで、こちらのほうは推進協のほうに定期的にお諮りするような形になると思ひます。今、行政側の取り組みといたしましては、一応庁内に検討組織を設けまして、そこでまずは職員に対してアンケートを実施して、そういった合理的配慮に当たるような事例を集めようという動きになってございます。これは集まりましたらまたこちらの専門部会、あるいは推進協のほうにお諮りしてまいりたいと思ひますので、また忌憚のない御意見をお願ひしたいと思ひます。

○村川会長 ありがとうございます。

区のほうでも今後さらに詳しく検討していただいて対応が進んでいくことと思ひますが、これは、差し当たり区のほうの対応について御説明いただきましたが、ちょっと突然の指名で申しわけないですが、できれば伊藤委員さんにお伺ひしたいのですけれども。

この差別解消法の関係について、関係法人といいますか、関係団体の中では何か意見といいますか、そういうことは進んでいるのでしょうか。

○伊藤委員 2年前になりますけれども、視覚障害者の団体の方が、目の見えない弁護士さんを講師としてお招きして、障害者差別解消法についての勉強会といいますか、それをさせていただきました。

非常にわかりやすい講義だったものですから、その方にお願ひして社協が関係する企業の



ボランティア、社会貢献をやっていただけるような企業団体、CSRネットワークというのがあるのですけれども、そこの方々に企業が守っていただかなければいけない、あるいはきちんと理解していただかなければいけないことがこの法律には多いので、まず勉強してもらいたいという投げかけをいたしましたところ、じゃあ、ぜひ弁護士さんと呼んでほしいということで、大胡田先生という方なんですけれども、その方に来ていただいて同じような御講義をしていただきました。

その企業ネットワークは、企業の社会貢献の分野ですので総務系の方が主に中心に入っているんですけれども、やはりそういう方々に聞いてもらうことによって今後企業がどういったことに対応していかなければいけないかということを学んでいただくいいきっかけになったのではないかと考えております。

ですので、今後もいろんな別な団体等も、いろいろ社協とかかわりがございますので、そういうところにも御紹介をしながら、この法律についての勉強は進めていきたいと思っております。

○村川会長 どうも貴重な情報をありがとうございました。

それでは、きょう別添資料ということで詳しく資料の提出をしていただきました磯委員さんのほうから障害者雇用促進法に関連した障害者差別禁止、合理的配慮ということでのQ&Aがつくられておりますので、この関係の御紹介、説明をお願いできればと思います。

○磯委員 ハローワーク新宿の磯でございます。荷物になってしまって大変申しわけないのですが、お配りのほうの合理的配慮、それと差別禁止に関するQ&Aという形、それと、あと各事業所で行っている事例集ということで、厚生労働省本省のほうから提供されたものの資料としてきょうお配りをさせていただいております。こちらについては、厚生労働省のホームページにも既にアップをされております。ホームページのトップページのどこを開けばいいのかというような部分もコピーを入れさせていただいておりますので、参考ということで入れさせていただいております。

ただ、先週から厚生労働省本省のほうからいろいろ事業所含めて、この内容について説明が始まっているのですが、具体的な例えば尺度だとか、こういった場合についてはこのQ&Aの中の差別に当たるのか、当たらないのかという細かい尺度についてはまだはっきりと行って実行されていない部分の中で示されておられません。ですので、この第1版ということになっていきますので、実際に疑義が生じた場合、改めたものが第2版、第3版ということで改訂版ということが出てくる可能性というのは非常に多いと思います。

ですので、今現在で示されているQ&Aとか事例集ということで、参考ということでお示しをさせていただいておりますので、見ていただいて何らかの疑問だとか、そういうものがあればぶつけていただければというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに存じます。

本当に手荷物になってしまって、分厚い資料ですので申しわけございません。よろしくお願ひいたします。

○村川会長 ありがとうございます。

それでは、この関係につきまして、もし何かお尋ねしたいことがありましたら直接ハローワークさんのほうにお尋ねする、あるいは場合によっては厚生労働省のホームページにアクセスをしていただくということでもよろしくお願ひしたいと思います。

あと、これに関連しまして、これもちょっと急な指名で申しわけありませんが、東京都のほうでは何か動きとかということがもしございましたら少し藤井委員さん、野津委員さんから御紹介いただければと思います。どうぞ。

○藤井委員 では、東京都のほうで詳しい内容は所管が違いますのでまだここでは御紹介できないのですけれども、都のほうでも、まず職員向けの研修会を福祉保健局で開いたりというような活動を行っております。私ども心身障害者福祉センターにおいても、障害のある方への対応に関する冊子などを出しておりますので、そういう意味で研修には協力をしているという状況でございます。

○村川会長 ありがとうございます。

野津委員さん、どうぞ。

○野津委員 まだこれからですというお話をしようかと思ったのですけれども、まだ十分職員のほうで取り組みが始まっておりませんので、これから検討していきたいと思ひます。

○村川会長 ありがとうございます。

いずれにしても平成28年4月ということで、それぞれの関係機関が準備に当たっているという段階を御理解いただいた上で、詳細な点については、当面専門部会で検討を深めていただき、また、最終的に年度の後半で当協議会において全体としてどういう進み方があるのかということについて御議論いただき、御確認いただければありがたいと思っております。

それでは、よろしいでしょうか。

この差別解消法の関係は、今年度、来年4月スタートということもありますので大変重要

なポイントでありますので、今後とも各委員におかれまして詳しく関心を持っていただき、また御意見などお寄せいただければありがたいと思います。よろしく願いいたします。

当初予定されました議事事項についてはおおむね進行してまいりましたが、もう一つ、議事事項の6点目といたしまして障害者総合支援法の関係です。その対象となるパンフレットをもう一ついただいておりますので、この関係についてそれでは事務局から説明をお願いいたします。

○**支援係長** すみません、障害者総合支援法の関係については、私、根本から説明させていただきます。

お手元にあるチラシですね、障害者総合支援法の対象となる疾病が332に拡大されましたということで、疾病に関しては主に難病の方々がこれまで制度の谷間になっていて、サービスの対象にならなかったということで、25年4月から難病の方が障害福祉サービスの対象になったということで、25年当時は130疾病が対象になっておりました。これが27年1月には151に拡大されて、今回7月1日から332に拡大されたということで、見開きの332がその疾病になっております。この332疾病に該当する方に関しましては、障害者手帳を持っていなくても、そういった疾病にかかっているという診断書とかをお持ちならば障害者の福祉サービスが受けられるということで、ホームヘルパーさんだったり車椅子といったような補装具とか、日常生活用具の給付の対象になるという形になっております。

現在、新宿区では、9名の方が支給決定をしております。割と手帳を持っている方も中にはいらっしゃるのですが、手帳を持っている方はそちらの手帳のほうでサービスの支給決定をさせていただいております。9名の方は、この見開きの表でいきますと、50番、下垂体前葉機能低下症の方、あと、2列目にいきますが、98番、原発性胆汁性肝硬変の方、あと104番、好酸球性多発血管炎性肉芽腫症、あとは5列目になります。241番、パーキンソン病の方、今のところ4つの疾病の方で合計9名の方がサービスの支給決定をしております。

主には家事援助ということで家の掃除とか調理とか洗濯とか、そういったサービスを受けている方がほとんどですね。あと1名は、これはパーキンソンの方だと思うのですが、日常生活用具のたん吸引器の給付をしている方がいらっしゃいます。現在の状況はそういうところですよ。

以上です。

○**村川会長** ありがとうございます。

この7月1日から障害福祉サービスの対象となる疾病が332に拡大されたということで今

御説明があったような前向きのといたしますか、具体的な対応が図られておりますけれども、何か御質問、御意見ございましたら。

たしか事務局といたしますか、行政のほうで保健センターの方も御出席かと思うので、具体的に保健センターのほうにはこういったことの問い合わせとか、そういうことは来ておられますか、まだ始まったばかりですからそれほど問い合わせ等はない状況でしょうか。

特にないですか。

○保健予防課長 すみません、かわりに保健予防課長からお答えいたします。

この対象疾患拡大は、難病医療法の対象疾患拡大とリンクしているものでございますけれども、難病医療法の対象疾病拡大に伴いまして、医療費補助の申請を保健センターでは受け付けをしております。その申請をいただいた方には保健師が面接をしており、そういった中でこういったサービス、支給希望の御相談も乗らせていただいておりますので、そういった中で対象となる方々のニーズを把握させていただいているところでございます。

○村川会長 どうもありがとうございました。

このたびの障害福祉サービスを御利用なさる方がふえていくということとあわせて、今御説明のありましたような医療費の事柄というのは関係の方々にとっては大変関心の深いところでもありますので、適宜両側面を進めていただければと思いますが、この関係、もしよろしければ力武委員さん、医師会というお立場もありますが、何か。

○力武委員 今、先生方へ具体的に医師会でもってということは言ってませんので、ちょっとお答えを容赦していただければ。

○村川会長 ありがとうございます。この関係で何かほかに御質問、御意見ございますか。よろしいですか。また数が一挙にふえましたので、率直に言ってわかりにくい点あるかと思っておりますので、それぞれ障害者福祉課等、また各保健センターも窓口となられているようでもありますので、具体的にはそれぞれにお問い合わせをいただくということで、よりよい制度活用をして進めていただければと思います。よろしく願いいたします。

それでは、最後となるわけではありますが、既に4月からスタートしております新しい施設の見学会が予定されておりますので、そのことの説明をお願いいたします。

○福祉推進係主査 事前送付資料にございました第9期障害者施策推進協議会委員（候補者）各位とさせていただきます、見学会のお知らせのお手紙をお手元に御用意くださいませ。

下記のとおり、施設見学会を行います。参加を希望される場合は、下段の参加票に記名をして事務局まで御提出ください。

読み上げさせていただきます。日時は8月20日、来月の下旬でございます、お盆明けでございます。20日の木曜日、午前9時から12時30分まで。見学施設は「シャロームみなみ風」が1つ目、2つ目が「新宿区立障害者生活支援センター」でございます。シャロームみなみ風は弁天町です。生活支援センターは百人町四丁目でございます。対象は、障害者施策推進協議会委員の方としております。移動手段は、マイクロバスの借り上げを予定しております。ちょっと2カ所が離れていて、かつ公共交通機関一本で行けるという路線がないものですから、マイクロバスでみんなで行けたらと思っております。集合、解散は新宿区役所でございます。

行程は、9時に区役所に集合して出発、9時半にまず百人町四丁目の障害者生活支援センターの見学をして、10時45分にはシャロームみなみ風に移動してそちらを見学、大体12時ぐらいに向こうを引き上げまして、12時30分に新宿区役所に戻ってくる、そういった行程でございます。

その他留意事項として、シャロームみなみ風には、就労継続支援B型事業所としてカフェレストランがありますが、営業時間中のため見学できません。シャロームみなみ風で現地解散し、入店することは可能です。

留意事項の2つ目、介助者の同行希望と個別的な配慮が必要な場合は、事務局までお知らせください。こちら下のほうに切り取り線としておりまして、8月20日の午前の見学会に参加します、参加しませんということで、本日、参加しないも含めて意思表示をして帰っていただけますと助かります。現地解散希望あり、なし、個別的な配慮についての有無についてもチェックをした上で、お名前をお書きになって事務局まで御提出をよろしく願います。

以上でございます。

○村川会長 ありがとうございます。

来る8月20日午前中ではありますが、9時、区役所スタートということで、施設見学会が企画をされております。新たにスタートいたしましたシャロームみなみ風及び新宿区立障害者生活支援センター、百人町、この2カ所でございますので、各委員におかれましては、大変御多忙の折かとは思いますが、御都合ついただければ参加をお願いしたいと思います。

それから、先ほど少し議論がありましたいわゆるPDCAサイクルではありませんが、計画に乗せられて、そしてそれが実現をして、どういう内容になってくるのかということを委員の方々が直接ごらんになるという機会でもありますので、御都合がございましたら御参画い

ただければ幸いです。

その関係につきまして、何か御質問等ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、今事務局からありましたように、切り取り線以下の皆様方の御都合を御記入の上、御提出いただければと思います。よろしく願いいたします。

それでは、以上で本日予定されました議事は一通り終わりましたが、事務局のほうでさらに連絡事項等がありますでしょうか。よろしいですか。

また、各委員におかれまして、何かこの際ということをございましたら。よろしいでしょうか。

それでは、長時間にわたりましたが、これをもちまして、平成27年度第1回の新宿区障害者施策推進協議会を終了いたします。次回は、改めて事務局より通知案内がございますので、よろしくお願い申し上げます。

どうも長時間ありがとうございました。

午後 4時53分閉会